

## 第1条 (約款)

申込者は、本約款に基づいて、留学123 B Spica Ltd (以下、「当社」といいます。)) に対し、プログラムに含まれる各種サービスを申し込むものとし、本約款より該当する条項が適用されるものとします。

## 第2条 (申込みと契約の成立、申込金)

1. 当社と契約を締結しようとする申込者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社の3条に定める申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
2. 本約款に基づき当社が申込者に対して申し込みを承諾し、申込書と申込金の受理を確認した時に契約の成立とします。
3. 申込金は1つの受け入れ機関につき1律5万円とします。お申込み金は、留学費用、解約料などお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。

## 第3条 (申込みの条件)

1. 本約款を理解し、法令や規則を遵守できる方ならどなたでもお申込みいただけますが、20歳未満の方は保護者の同意が必要です。ただし、各受け入れ機関が定める年齢、語学力、資格等に制限がある場合は、その条件に従います。
2. 申込者の希望する受け入れ機関が受け入れ不可能な状態になるなど事項できる可能性があるかにかかわらず当社が判断した場合、申込者が希望する渡航する時期までに手配が完了する見込みがない場合、その他当社もしくは受け入れ機関が不適当であると判断した時、また当社の行動状態がある場合に、お申込をお断りする場合があります。
3. 心身の状態や既往症、その他の事由で留学にあたって特別な配慮を必要とされる方は必ずその旨をお申し出ください。受け入れ機関と協議のうえ可能な限り対応しますが、健康状態が留学に適さない当社あるいは受け入れ機関が判断した場合、お申込をお断りする場合があります。
4. その他、当社が不適当と認めた場合にお申込をお断りする場合があります。

## 第4条 (プログラムの範囲)

当社は申込者の希望する日本国外の受入機関の入学申込手続きの代行、出発に際しての情報提供などを行うものであり、申込者の希望する受け入れ機関での授業内容やサービスなどは各機関が独自に実施しているものであり、当社自らが授業やサービスを提供するものではありません。プログラムに含まれるものは以下の通りです。

1. 申込者が希望する受入機関への入学手続きの代行を行います。
2. 受入機関が提供する滞在施設 (ホームステイ・寮など) への申し込み手続きの代行を行います。但し、申込者が滞在先の手配手続きを希望しないときや受入機関が提供する滞在施設を持たない場合は、この手続きの代行は行いません。受け入れ機関より、出発日以前には滞在施設の住所等がわからないこともあります。ホームステイでは、一つの家庭に複数の留学生が滞在する場合があります。また、当社の責によらない事由により滞在先が確保できないときは、当社はその責任を負わないものとします。
3. 留学費用 (第6条2参照) の受け入れ機関への支払い手続きの代行を行います。授業料・そのほかの費用は事前送金を要するため、申込者は、当社所定の納付期限までに、第6条に定める諸費用を当社指定の口座に振り込んでください。また利用する部屋により滞在費が異なる寮やアパートの場合などは、当社ではその費用をいったん概算請求することもあります。
4. 海外留学生保険の加入手続きを行います。一般に、申込者の受け入れ先となる海外の留学生を受け入れている学校、または一部の国が留学生の保険加入を義務付けている為です。なお、保険については別途お申込・費用が必要になります。
5. 留学生準備、受入先での生活に必要な予備知識や注意事項などをカウンセラーが申込者に対して随時アドバイスを行います。

## 第5条 (必要書類)

必要書類とは、留学手続きに当たって当社が申込者に送付する各書類の事です。申込者は、指定された書類に必要事項を指定された言語で記入したうえ、当社が指定する期日までにお送りください。

## 第6条 (諸費用)

申込者は、以下に定める費用を当社に支払うものとします。

1. 留学費用
  - (1) 当社では、留学費用として、受入機関が発行する請求書を当社規定の為替レートに基づき日本円に換算し、申込者に請求します。その主な項目は、受入機関での授業料及び入学金、受入機関が提供する滞在先 (ホームステイ・寮など) の滞在費、海外留学生保険料、空港送迎を含む現地サポート料などです。この時の請求金額は、受入機関から送付された請求書を当社が確認した日の当社所定の為替レートを適用し、日本円にて留学費用を請求します。申込者は請求書を受領後、当社指定の期日までに、当社指定口座まで請求額をお支払いください。なお、留学費用については受け入れ機関の料金の改定、その他の事由により、予告なしに変更される場合があります。
  - (2) 当社所定の為替レートとは三井住友銀行のTTSレート (以下、MTSとします) に5円を加算した額とします。但し、受入機関が別途為替レートを定めている場合は、この限りではありません。

2. 現地サポートサービス料
 

お客様が選択したプログラムによって内容が異なる場合があります。なお、実費 (交通費・飲食等) はお客様の負担となります。サポート内容は、告知するごとく変更することがあります。現地でのお客様へのサポートは行っていません。但し、有料でサポートを行う事があります。
3. 海外送金手数料
 

留学費用を銀行より送金する際にかかる海外送金手数料として、日本の銀行へ支払う海外送金手数料6,000円と現地の銀行へ支払う海外送金受取手数料3,000円合計9,000円をお支払いください。
4. その他の費用
 

以下にあげる費用は上記1~4に示す費用には含まれていません。申込者の希望に応じて対応し、必要経費を別途請求いたします。

- ①航空運賃及び各国空港税・日本国内の空港使用料・航空保険料・燃料サーチャージなど、航空券購入に付随する費用
- ②ビザ申請代行サービス料
 

代行が可能な国、ビザの種類に限りがあります。また、これは各国大使館・領事館のただ目必要書類の作成や、申請手続きの代行を行うもので、ビザの発給が保証されるものではありません。万一、ビザの発給が遅延または却下された場合も当社では一切の責任を負いません。発給遅延により出発日を変更した場合、または発給却下により留学をキャンセルした場合は、所定の変更料又はキャンセル料を申し受けます。
- ③必要書類の翻訳・タイプ
- ④緊急連絡費。緊急の場合申込者の負担において、連絡に国際電話、ファックスなどを使用することがあります。

## 第7条 (諸費用の支払い)

第7条 (諸費用の支払い)

第6条 (第6条) に定める諸費用の支払いについては、当社の発行する請求書に基づき、指定された期日までに、指定口座へ指定金額をお支払いください。指定期日までに申込者からの入金を確認できない場合、留学手続きを停止する場合や出発まで留学手続きが完了しないことがあります。また、いったん請求書を発行した後に受入機関の料金の改定は追加請求などにより諸費用の変更が発生する場合は、申込者は当社の指定に従い必要な差額をお支払いください。なお、申込者が留学の費用を概算額で支払っている場合には、支払金額が明らかなり次第、当社の指示のもとで清算することとします。

## 第8条 (為替変動)

1. 留学費用ならびにその他の費用を当社が代行して海外へ支払うに、当たっては当社所定の送金レートにて決済を行い、為替変動による差額の請求は致しません。
2. 申込者が指定期日までに指定口座に第6条に定める諸費用を入金せず、請求書発行時の第6条1(2)に定める当社所定の為替レートを、入金指定期日の翌営業日のMTSを下回ってしまった場合、新たに請求書発行するものとします。その際の適用為替レートは、請求書再発行日の日の当社所定の為替レートを適用するものとします。請求書の再発行と行き違いで申込者が入金した場合、いったん費用を受領しますが、申込者への当社の請求時の留学費用と振り込み時の留学費用にて為替変動の差額が生じた場合、その差額を再請求する場合があります。

## 第9条 (契約の変更)

1. 渡航前、申込者の都合により申込内容の変更を希望する場合は、当社は可能な限り申込者の求めに応じます。お申し出時期や内容により、お受けできない、あるいは希望通りに変更できない場合があります。お申込内容変更の場合、当社は下記の変更手数料を申し受けます。変更後に解約した場合、この変更手数料は一切返金いたしません。なお、当社手数料以外に、受入機関が指定する手数料・解約料が発生した場合は、その負担義務は申込者に帰属します。

変更のお申し出時期	変更料
契約成立日～ 研修開始から起算して遡って31日前まで	12,000円
研修開始日の31日前から前日まで	15,000円
研修開始日以降	不可

2. 研修開始日について、申込当初の日程より1年を超えた変更を申し出る場合は、契約解除の扱いとなります。また、留学費用の支払い後にコース受講期間・滞在期間を短縮した場合は、変更ではなくその削減する期間を解約したものとみなします。これにかかる解約料は第10条に準じます。
3. 留学手続き後、第14条①②③に該当する免責事項あるいは航空機の搭乗予定便欠航により留学が不可能となった申込者が、希望留学条件を変更し再手続きを申請する場合は、当社本条に示す変更手数料を請求することなく、再手続きを行います。

## 第10条 (契約解除)

1. 申込者は、契約を解除することができます。但し、おの場合解約料として、当社は下記の料金を申し受けます。解約料は研修開始日を基準として算定します。なお、第6条に定める手続き手数料、高速サービス料については返金されません。また、解約に伴い発生する、受入機関などが指定するキャンセル料及び損出などの負担義務は申込者に帰属します。当社がその費用を立て替え支払いをしている場合、申込者はそれに相当する費用を当社へ支払うものとします。

留学費用支払い前の解約のお申し出時期	解約料
契約成立日～ 研修開始から起算して遡って31日前まで	30,000円
研修開始日の30日前以降	50,000円
留学費用支払い後の解約のお申し出時期	解約料
契約成立日～ 研修開始から起算して遡って31日前まで	受入機関の返金規約に従い 返金される金額の25% (下限30,000円)
研修開始日の31日前から31日前まで	受入機関の返金規約に従い 返金される金額の30% (下限50,000円)
研修開始日の2日前以降	費用全額

2. 契約成立後、以下に挙げる事由により、やむを得ず申し込みを取り消す場合は、当社の判断で申し受ける前項の解約料は請求いたしません。申込金は返金します。
  - ①申込者が希望する受入機関のコース、滞在施設の定員に受け入れ可能な余裕がない場合など、受入機関側の都合により入学できない場合。
  - ②航空機の搭乗予定便が欠航となり、渡航が不可能となった場合
  - ③ビザの発給却下により解約の解除となった場合は、当条1に定める解約料は適用せず、30,000円の解約料として申し受けます。
  4. 渡航後、申込者の都合により研修期間の短縮や契約解除、また異なる学校へ変更した場合は権利を放棄したものとみなし返金は致しません。

但し、次の場合で受入機関が返金に応じた場合のみ例外として当該機関のキャンセル規定に基づき返金いたします。その際当社は受入機関の算定する返金額の30%を解約手数料として承ります。

- ①現地に発病し研修が困難になり、医師の診断書を基に受入機関が了承した場合。
- ②親権者の死亡等、緊急を要する理由により受入機関が了承した場合

## 第11条 (変更、解約などに伴う費用の清算)

1. 契約内容の変更のために差額が発生した場合は、当社より申込者に請求書を送りますので、速やかにお支払いください。
2. 変更、解約に伴い返金が生じる場合は、受入機関からの返金が当社に到着した時点の三井住友銀行の為替レート (TTBレート) を適用し、日本円に換算したもから銀行の手数料と当社の解約手数料を差し引いて、清算致します。
3. 当社からの返金が生じる場合は、いかなる場合でも振込手数料は、申込者の負担になります。

## 第12条 (各手続きが継続できない場合)

当社に対して申込者による指定期日までの入金がない場合や必要書類の提出がないなど、当社の責によらない事由により各種手続きが出来ない場合は、申込者がすでに当社へ支払い済みの費用等の返金は致しません。また、その際発生するキャンセル料などの費用および損失の負担は申込者に帰属し、当社からの請求に基づいて申込者はその費用を別途支払うものとします。

## 第13条 (当社からの解約)

1. 以下に定める事由の一つが申込者に生じた場合、当社は勧告後この約款に基づき契約を解約できるものとします。
  - ①指定期日までに第5条に定める必要書類の提出が申込者から去れないとき。
  - ②指定期日までに第6条及び第7条に定める諸費用の支払いが申込者からないとき。
  - ③申込者の所在が不明、もしくは1か月以上にわたり連絡不能の時。
  - ④申込者が当社に届け付た申込者に関する情報の内容に、虚偽または重大な遺漏が発覚したとき。
  - ⑤ その他当社がやむを得ない事由を認めたとき。
2. 前項に基づき当社が契約を解除する場合、申込者がすでに当社へ支払い済みの費用等の申込者の返金は一切ないものとします。また前項に基づき解約により発生する受入機関の解約料などの費用及び損出の負担は、申込者に帰属します。当社からの請求に応じて申込者はその費用を速やかにお支払いください。

## 第14条 (当社の責任範囲)

1. 当社は受入機関への入学代行手続きを行うものであり、自ら教育機関等を運営するものではありません。したがって、各受入機関の都合により内容や条件に変更があったり、また実施できない場合には、できる限り原状に回復するよう努めますが、その変更や中止に伴う損害については、その責を負いません。また、当社が自ら受入機関を運営しているものではないため、以下に列挙するような場合にもその責を負いません。
  - ①申込者が希望する学校、コースなどがすでに定員を満たして入学が不可能なとき
  - ②申込者が滞在先を希望する滞在施設がすでに定員を満たして、申込者の利用が不可能なとき
  - ③通信もしくは受入機関の事由により、入学許可証が期日までに届かず申込者が出席できない場合
  - ④受入機関の入学許可基準に申込者の成績が達せず、入学許可が受入機関から下りない場合
  - ⑤申込者がパスポートまたはビザなどの不備により、渡航先国に入学できない場合
  - ⑥申込者がバスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、予定の出発時期に間に合わないとき
  - ⑦天災、地震、戦争、暴動または受入機関における争議行為、その他不可抗力による場合
2. 当社は各受入機関が提供する情報をもとに申込者に情報を提供しますが、当社に予告なく内容が変更されている場合があります (授業内容、滞在先内容など)。たとえば、クラスの国籍割合等は常に変動します。このことをあらかじめご理解ください。
3. 当社および現地受入機関が紹介した学校、住居、アルバイト等で何らかのトラブルに合った場合、当社に故意に重過失がある場合を除き、当社はその責を負いません。
4. 申込者が自身または当社以外の団体、法人等を利用して教育機関、宿泊機関などと契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる問題に関して一切の関与はいたしません。
5. 申込者は、本人の責任により行動していただきます。渡航後の法令・規則違反の際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、当社はその責を負いません。また、学校生活、滞在中の事故についても当社は一切の責任を負うものではありません。また、受入機関の規則に反する行為や反社会的行為、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり学校を退学となった場合など、その時点で当社のサービスの提供を中止します。
6. 申込書その他提出書類について虚偽の申告があった場合、もしくは重要事項についての申告がなされた場合、場合により生じた契約の中止・変更および損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。
7. その他、申込者が当社の責によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負わないものとします。

## 第15条 (個人情報取り扱い)

当社は、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法令を遵守します。また、当社独自の個人情報の保護に関する指針を定め、申込者の個人情報の保護に努めます。

## 第16条 (所轄裁判所)

本約款に基づき契約の訴訟については、当社の所在地を第一審の管轄裁判所とします。

## 第17条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なく変更することがあります。

## 第18条 (発行期日)

本約款は、2016年5月16日以降の申込みされる留学プログラム契約に適用します。